

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会愛称・スローガンロゴデザイン等制作業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和8年4月1日

第 85 回国民スポーツ大会・
第 30 回全国パラスポーツ大会
奈良県準備委員会会長

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会愛称・スローガンロゴデザイン等制作業務

(2) 業務の目的

奈良県では、令和 13(2031)年に、第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国パラスポーツ大会を開催する。

本業務は大会の愛称・スローガンのロゴを制作し、当該ロゴや大会仕様せんとかんを使用した広報グッズを県民に配布することで、本大会を周知するとともに、機運醸成を図ることを目的とする。

奈良大会では、「未来をつくる大会」、「スポーツとつながる大会」という2つの姿を目指している。愛称・スローガンのロゴデザインや広報グッズの制作においても、障害のある人や高齢者、子どもなど、すべての人に配慮したユニバーサルデザインとすることや、環境に配慮したグッズを制作することを基本とする。

(3) 業務内容

1の(5)により配布する業務仕様書のとおり

(4) 委託上限額

4,662 千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会愛称・スローガンロゴデザイン等制作業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日(金)

2. 応募資格要件

本業務の企画提案に参加する場合は、次の要件を全て備えていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない

者であること。

- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、「営業種目 Q5(広告・イベント業務)」に登録をしている者であること。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (8) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (9) 暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (10) 上記(8)及び(9)並びにそれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (12) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人等でないこと。

3. 提案の無効に関する事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 2の応募資格要件に定めた資格が備わっていないとき
- (2) 企画提案募集に対して、2件以上の提案をしたとき

- (3) 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- (4) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- (5) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (6) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (7) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (8) そのほか不正な行為があったとき

4. 応募手続き等

- (1) 事務局(書類の提出及び問合わせ先)
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会奈良県準備委員会事務局
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県地域創造部国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課総務企画係
電話番号:0742-27-8910
FAX :0742-23-7105
- (2) 仕様書、公募型プロポーザル実施要領の配布
令和8年5月11日(月)17時までの間に、(1)の事務局で配布するほか、奈良県地域創造部国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課のホームページからダウンロードするものとする。
- (3) 参加申込書、企画提案書の提出
(2)により配布する公募型プロポーザル実施要領に示すところによる。
- (4) 質問の受付
(2)により配布する公募型プロポーザル実施要領に示すところによる。

5. 受託者の選定

4の(2)により配布する公募型プロポーザル実施要領に示すところによる。

6. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) その他、詳細は4の(2)により配布する公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に示すところによる。

以上